４月から入所をご検討の保護者の方へ

郡山市放課後児童クラブ
令和６年度入所申請手続きのご案内

受付期間

【新１～３年生】令和５年 **11** 月 **6** 日(月) ～ **11** 月 **30** 日(木)

【新４～６年生】令和６年 **1** 月 **9** 日(火) ～ **1** 月 **24** 日(水)

※令和５年 12 月１日以降に、転校等の事情により新１～３年生の入所申請を新たに要した場合の受付期間：令和５年 12 月４日(月)～令和６年１月 24 日(水)

・先着順ではありません。ただし、新１～３年生の入所は 11 月 30 日までの受付分を先に決定します。

・きょうだいは、新１～３年生と新４～６年生に分けて申請してください。

例）新１・２・４年生の３人きょうだいの入所申請
→新１・２年生分と新４年生分に分けて、それぞれの期間に申請してください。

◇定員を超える申込みがあった場合は、原則として低学年を優先して入所を決定します。

新４～６年生の入所制限

・低学年の入所状況により、高学年の入所制限を行う場合もあります。
・新４～６年生の見込みは、12 月下旬に郡山市ウェブサイト(令和６年度郡山市放課後児童クラブ入所案内ページ※ｐ３のＱＲコード参照)でお知らせします。

申請方法

オンライン申請

◆スマートフォンひとつで、受付期間内はいつでも申請可能
◆この入所案内配布時に、申請に必要な添付書類(勤務証明書等)の所定様式をお持ち帰りください。

ステップ１

申請に必要な添付書類を用意する。

勤務証明書など

※詳しくはｐ３「申請に必要な書類」をご確認ください。

ステップ２

手順①

①オンライン申請トップページへ

手順②

②トップページの申請できる手続き一覧で個人向け手続きを選択

手順③

③一覧から児童クラブ入所申請書を選択

※新１～３年生用と新４～６年生用の申請書は別にあります。

※令和５年度途中の入所申請書と間違えないよう注意ください。

手順④

④郡山市オンライン申請サービス(無料)の新規登録又はログイン

※③で申請書を選択し、次へ進むと、ログイン画面が表示されます。

手順⑤

⑤入所申請
・入所児童や保護者などの申請情報を入力してください。
・申請後、受付完了メールを送信します。

受付完了

※申請方法のお問合せは、郡山市こども政策課（最終ページ参照）へお願いします。

♪　放課後児童クラブについて

1　放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の時間帯において児童に適切な遊びや生活の場を提供して、子どもたちが遊びなどを通じて自主性、社会性や創造性を培い、基本的な生活習慣が身に付く支援を行うことで、児童の健全育成を図る施設のことです。

一日の流れ（モデルケース）　学校開校日　例(１年生の場合)

時間	放課後	13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	17:30	18:30
活動内容	開所	ただいま	宿題※	自由遊び	おやつ	自由遊び 外遊び	掃除	お迎え準備	お迎え さようなら	閉所

※宿題の時間は設けていますが、個別の学習指導は行っておりません。

2　入所要件

①児童　　・小学校１年生～６年生で集団生活ができること
　　・通学区域内に保護者等と同居していること
　　（特認校・隣接校・年度途中転居などで学区外を認められている場合を除く。）
　　※預け先があり、学区外通学を認められた方は、入所できません。

②保護者等　・下記のいずれかの要件に該当すること

要　件		入所承認期間
就労	**週３日以上**就労し、概ね **15 時以降**まで勤務していること	就労期間
疾病・障がい	保護者が疾病、障がい等により児童の監護ができないこと	児童の監護ができない期間
看護・介護	同居の親族を常時看護・介護していること	児童の監護ができない期間
就学	就学や職業訓練等のため、児童の監護ができないこと	就学、訓練等期間
出産	母親が出産前後で、児童の監護ができないこと	出産予定日の６週間前～出産後８週間まで

・**求職中の申込みはできません。**　就職先が決まり次第、入所申請してください。
・育児休暇中はご利用できません。職場復帰後からの入所申請をしてください。
・育児休業からの復帰や就職内定など、令和６年４月時点で就労予定の場合は入所申請ができます。
・特定の日や特定期間のみの一時的利用、長期休業期間中のみの利用等はできません。
・入所後、保護者等の入所要件がなくなった場合（退職した、出産後８週間を経過したなど）は月末で退所となります。

保護者等とは

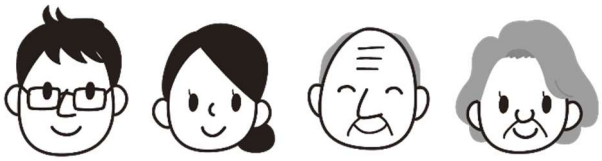

・**児童と同居している「父母、65 歳未満の祖父母」**です。
　※R６.４月～R７.３月に 65 歳になる祖父母は除きます。
　※世帯分離をしていても同一敷地に居住している場合は「同居」扱いです。
＊上記以外の者が児童を監護している場合は、現に監護している者が保護者等となります。

3　開所時間・開所しない日

開所時間		開所しない日
授業のある平日	放課後　　～　午後６時 30 分 *延長利用　午後６時 30 分～午後７時 30 分	日曜・祝日 ８月 13 日 ～ ８月 16 日 12 月 29 日 ～ 翌年１月３日
土曜・長期休業期間	午前７時 30 分 ～ 午後６時 30 分 *土曜日の延長利用は実施しません。 *長期休業期間のうち、平日は延長利用可能	

・必ず開所時間内に保護者・同居家族（18 歳以上）もしくは代理人が児童を送迎してください。
・代理人が児童を送迎する場合は、代理人引受申請書の提出が必要です。
＊延長利用は、令和６年度から開始します。（別途延長料金）

4　入所期間

令和６年４月１日から翌年３月 31 日まで（新１年生も４月１日から利用できます。）
※翌年度以降も放課後児童クラブの利用を希望する場合は、改めて申込みが必要です。

♪　申請に必要な書類

◆所定の様式は、市役所こども政策課・各児童クラブ・新入学時健診会場で配布しています。
◆郡山市ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

1　オンライン申請の添付書類

新年度入所案内
Web サイト

（1）児童の監護ができないことを証明する書類（下表参照）

誰のものが必要？

保護者等：児童と同居している父母、65 歳未満の祖父母
＊上記以外の者が児童を現に監護している場合は、現に監護している者の必要書類を提出してください。

保護者等の状況	必要な書類
就労（自営業、農業含む）	勤務証明書【所定の様式】　（郡山市職員は「勤務申告書」）
病気・障がい	医師の診断書、障害者手帳など健康状態を確認できる書類の写し
同居親族の看護・介護	看護・介護を受ける人の介護保険被保険者証、医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳などの写し
就学	在学証明書及び授業のカリキュラムの写し（就学期間・時間が確認できる書類）
出産	母子手帳の写し（保護者氏名・出産予定日が分かるページ）

・勤務証明書は、勤務先が証明したものを提出してください。
・勤務証明書の代わりに内定通知・雇用契約書等（勤務日、勤務時間等が確認できるもの）の写しでも可ですが、就労開始後に改めて勤務証明書を提出してください。
・入所申請後に転職などの状況の変更があった場合は、変更後の勤務証明書

（2）学区外通学の場合、通学区域外就学許可証等の写し　★学区外通学の対象者のみ

2　オンライン申請ができない場合　＜所定の申請書による紙での申請＞

下記の窓口で、紙の入所申請書等の取得を申し出てください。市ウェブサイトからダウンロードも可。

＜提出書類＞　１(1)(2)に加え、郡山市放課後児童クラブ入所申請書、児童健康状態等調査票、同意書
＜提出窓口＞　市役所こども政策課　　午前８時 30 分～午後５時 15 分（土・日・祝日を除く。）
　　各公立児童クラブ　　午後２時 00 分～午後６時 30 分（日・祝日を除く。）

♪　入所の決定通知

通知時期

【新１～３年生】令和６年 **１月下旬**送付予定

【新４～６年生】令和６年 **２月中旬**送付予定

※12 月４日～１月 24 日に受付した新１～３年生の結果通知は、２月中旬送付予定
※入所決定した方には、各児童クラブにおいて入所説明会を行います。
　入所説明会の日時等は、別途お知らせします。

♪　よくあるお問合せ等

Q　どうしてオンライン申請に変わったのですか？
→入所申込者の利便性を考慮し、市役所や児童クラブに来なくとも申請可能な手続きとしました。入所決定を速やかに通知するためにも、オンライン申請のご協力をお願いします。

Q　オンライン申請で、マイナンバーカードは必要ですか？
→マイナンバーカードは必要ありません。

Q　オンライン申請サービスを一度登録した後に、パスワードを忘れてしまいました
→ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」のメニューからパスワードを再設定してください。

Q　４月までに転居が決まっていますが、どうすればよいですか？
→住所は現住所を入力し、オンライン申請項目の終わりにあります「特記事項」に新住所と転居予定日を入力してください。

Q　下の子の保育所も申込みます。保育所の選考結果次第では児童クラブを利用しないこととした場合は、どうすればよいですか？
→４月に就労を開始しない場合は、児童クラブの入所申込を取り下げてください。
　取り下げは、郡山市こども政策課へ電話でご連絡ください。

Q　令和６年度の年度途中からの入所申請をする場合は、どうすればよいですか？
→年度途中の入所申請は、前月の 20 日期限で受付をします。【令和６年度途中】用のオンライン申請書は、令和６年２月から開始します。

★民間放課後児童クラブについて★

　市内には、民間事業者（学校法人、特定非営利活動法人など）が運営する放課後児童クラブがあります。民間放課後児童クラブの一覧は、郡山市ウェブサイトでご確認ください。

※民間放課後児童クラブの詳細及び入所手続き等は、各クラブに直接お問合せください。

お問い合わせ先

郡山市こども政策課
放課後児童クラブ係＜市役所西庁舎３階＞
住　所　：〒963-8601　郡山市朝日一丁目 23 番７号
電　話　：024-924-3801

※入所申請の問い合わせは、郡山市こども政策課へお願いします。